

#### 秋選管告示第47号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（選挙権を有する者の総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりであるので告示する。

令和8年3月31日

秋田県選挙管理委員会委員長 竹 田 勝 美

#### 選挙区の別

|          |        |
|----------|--------|
| 秋田市      | 84,013 |
| 能代市山本郡   | 20,619 |
| 横手市      | 23,246 |
| 大館市      | 18,959 |
| 男鹿市      | 6,960  |
| 湯沢市雄勝郡   | 15,981 |
| 鹿角市鹿角郡   | 9,063  |
| 由利本荘市    | 20,275 |
| 潟上市      | 8,991  |
| 大仙市仙北郡   | 26,346 |
| 北秋田市北秋田郡 | 8,699  |
| にかほ市     | 6,447  |
| 仙北市      | 6,684  |
| 南秋田郡     | 5,947  |